

記者会見資料①

令和3年2月4日

令和3年第1回高山市議会臨時会 提出議案について

報告案件 1件

条例案件 1件

予算案件 3件

計 5件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	平野 善浩
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和3年第1回高山市議会臨時会 提出議案の概要

報第1号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P1)

令和2年12月3日、高山市千島町900番地1 飛驒・世界生活文化センター駐車場で発生した駐車中車両に公用車のドアをぶつけたことによる車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和2年12月28日

損害賠償額 74,274円

議第1号 令和2年度高山市一般会計補正予算(第15号)の専決処分について

(P2)

除雪費の増額のため行った補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和3年1月8日

補正額 300,000千円(補正後68,462,509千円 当初予算に対し48.2%増)

内容 大雪に伴う除雪委託料の増額

議第2号 令和2年度高山市一般会計補正予算(第16号)の専決処分について

(P6)

ふるさと納税の寄附額増加に対応するため行った補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和3年1月19日

補正額 125,000千円(補正後68,587,509千円 当初予算に対し48.5%増)

内容 ふるさと納税の寄附額増加に伴う関連経費の増額

議第3号 高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例について

(P10)

保険医療機関等での電子資格確認(マイナンバーカードのICチップを利用したオンラインでの保険資格の確認)の開始に伴い改正するもの

施行期日 令和3年3月1日

議第4号 令和2年度高山市一般会計補正予算(第17号)

(別冊)

補正額 700,000千円(補正後69,287,509千円 当初予算に対し50.0%増)

内容 新型コロナウイルス感染症対策関係

新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施 500,000千円

新型コロナウイルス対策産業団体等消費活性化策支援事業補助金

200,000千円

新型コロナウイルスワクチンの接種について

新型コロナウイルス感染症については、未だ終息の見通しが立たない中、世界中の製薬会社においてワクチンの開発が進められ、一部のワクチンについて厚生労働省に承認申請がされているところです。

昨年10月に国より、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし接種体制を確保していく旨の通知があり、これまでオンラインでの説明会などが行われてきました。

高山市においても、全ての市民の健康と生命を守るため、医師会等の協力をいただきながら接種体制の整備を図り、下記のとおりワクチンの接種を実施します。

1. 対象者（国の薬事承認後、変更の可能性あり）

- ・接種を受ける日に住民基本台帳に登録されている市民
- ・優先順位は、医療従事者等（救急隊員などを含む）、高齢者（65歳以上）、高齢者施設等の従業員、基礎疾患のある方、その他の方の順

2. 接種の概要

区分	医療従事者等	医療従事者以外の市民
接種時期	R3. 3 予定	R3. 4～予定
接種方法	規模の大きい4病院は 自院の医師による個別 接種とし、それ以外は集 団接種 (高山赤十字病院、久美 愛厚生病院、高山厚生病 院、須田病院)	かかりつけ医による個別接種を基本とする が、ワクチンの供給状況を踏まえ、集団接種 も想定 ※当面は集団接種を先行し、個別接種につい ては、取り扱いができるワクチンの供給の確 認次第開始予定
接種回数	一人当たり同じ種類のワクチンを2回接種(21日又は28日の間隔をあける)	
接種会場	市保健センターなど5 か所	個別接種：各医院、高齢者施設等 集団接種：ビッグアリーナ、各支所地域内の 会場等

※医師会などの協力を得て実施

3. 接種手順（医療従事者以外の市民）

下記の手順で接種を実施

①市からクーポン券と予診票を郵送

②予診票（1回目）に記入

③接種日時を予約

④接種会場において

受付（健康チェック） ⇒ 予診票確認 ⇒ 接種 ⇒ 経過観察（15～30分）

⇒ 2回目の予約確認 ⇒ 帰宅

⑤2回目の接種は②～④の1回目と同じ流れ

※ワクチンの供給状況等により今後変更あり

4. 相談体制

市民からの問い合わせや接種日の変更などに対応するコールセンターを設置（3月中）

5. 接種に係る費用

500,000千円（全額国費）

問 合 先	
担当課	市民保健部 健康推進課
課長	坂上 和彦
係名	健康政策係
係長	黒谷 渉
連絡先	電話（直通 0577-35-3160） （内線 2804）

産業団体等が行う消費活性化策に対する支援制度の実施について

新型コロナウイルス感染症により、深刻な影響を受けている市内の経済活動維持と産業の活性化を図るため、「高山市産業団体等活性化策支援事業補助金」により支援を行ってきました。

しかし、第3波に伴う緊急事態宣言の発令や、Go To トラベルの停止延長などにより、市内産業を取り巻く環境は、より一層厳しい状況に置かれています。

こうした中、市内消費の活性化や資金循環などの消費活性化策を重点的に支援し、第2弾となる高山市プレミアム付き商品券事業との相乗効果など、より一層の経済波及効果が生み出されるよう、これまでの制度内容を見直し実施します。

1. 支援制度の概要

市内の事業者で構成している組合や協会などの市内産業団体等が実施する、市内消費の活性化や資金循環などの消費活性化策の取り組みを「高山市産業団体等消費活性化策支援事業補助金」により支援します。

① 補助対象事業

組合や協会などの市内産業団体等が市内消費の活性化や資金循環を図るために実施するプレミアム付き商品券や宿泊助成券、ポイント還元、スタンプラリーや懸賞、オンラインショップなどの事業に要する経費

② 補助限度額

1 団体につき 5, 0 0 0 千円

③ 補助率

補助対象経費の 2 / 3 以内

④ 補助対象者

市内事業者で構成している組合や協会などの市内産業団体等

⑤ 申請手続き

市内産業団体等が事前に申請書及び事業計画書を市へ提出

2. 実施期間

令和3年2月15日～令和3年9月30日

3. 予算額

2 0 0, 0 0 0 千円

問 合 先	
担当課	商工観光部 商工課
課長	倉畑 政之
係名	商工振興係
係長	永田友和 担当 奥原正和
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）